

メーカーの不適切行為による泊発電所への影響の確認状況

(2 0 2 4 年 2 月 2 9 日時点)

メーカー名 (公表日)	不適切行為の 対象製品	不適切行為の あった製品の 納入有無	安全上重要な部位* ¹ または安全上の重要度 の高い設備* ² での使用 有無	泊発電所の納入製品における 不適切行為の内容* ³	使用箇所、確認内容等* ³
株式会社ベンカン機工 (2 0 2 3 年 9 月 2 9 日)	配管継手・配管	有	有	製品ミルシートに機械試験の推定値を記載	・使用箇所：3号機原子炉格納容器スプレイ系統の配管継手、3号機原子炉補機冷却海水系 統の配管 ・確認内容：素材ミルシート等により、要求（J I S規格）を満足しており問題ないことを 確認した。
三菱電機株式会社 (2 0 2 2 年 4 月 2 1 日)	変圧器	有	無	工場耐電圧試験条件の不備（電圧の不足、試 験時間の短縮） 工場試験成績書の書き換え	・使用箇所：変圧器 ・確認内容：現地据付時に法令（電気設備技術基準）に基づく耐電圧試験を実施しており、 その結果から問題無いことを確認した。
三菱電機株式会社* ⁴ 子会社 (菱三工業株式会社) (2 0 1 9 年 5 月 3 0 日)	鋳造製品	無	—	—	不適切行為のあった製品は泊発電所に納入されていない。 (不適切行為の対象製品である菱三工業製の鋳造製品は納入されているが、工場に現存する 同種製品の記録から不適切行為のあった製品ではないと判断した。また、安全上重要な部 位または安全上の重要度の高い設備には使用していないことを確認した。)
三菱電機株式会社* ⁴ 子会社 (株式会社トーカン) (2 0 1 8 年 1 2 月 4 日)	産業機器用ゴム製 品、電気機器用ゴ ム製品等	有	無	製造委託元と取り交わした契約仕様を満足し ない製品を出荷	・使用箇所：発電機ブッシング、変圧器、開閉装置 ・確認内容：当該製品が組み込まれた完成品に対する当社の要求を満足していることを確認 した。
株式会社川金ホールディングス子会社 (2 0 1 8 年 1 0 月 2 3 日)	免震用・制振用オ イルダンパー	無	—	—	—
K Y B株式会社および子会社 (2 0 1 8 年 1 0 月 1 6 日)	免震用・制振用オ イルダンパー	無	—	—	—
東京計器株式会社 (2 0 1 8 年 1 0 月 5 日)	一般産業用油圧機 器の一部製品（油 圧弁、油圧ポンプ 等)	無	—	—	—
株式会社フジクラグループ (2 0 1 8 年 8 月 3 1 日)	送配電用電線、産 業用電線、通信用 ケーブル等	有	有	一部の検査項目の未実施、頻度不足 試験・検査書類に実際と異なる結果の記載	・使用箇所：原子炉格納容器外の安全上重要な機器用ケーブル ・確認内容：製造実績、ケーブル敷設後の性能確認等により問題ないことを確認した。
日立化成株式会社 (2 0 1 8 年 6 月 2 9 日)	産業用鉛蓄電池、 蓄電デバイス等	無	—	—	—
日本ガイシ株式会社 (2 0 1 8 年 5 月 2 3 日)	がいし等	有	無	受渡検査を契約通りに実施せず	・使用箇所：発電機、変圧器等 ・確認内容：日本ガイシおよび設備メーカーの試験結果等により、「電気設備に関する技術 基準を定める省令」および「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基 準を定める命令」を満足することを確認した。
三菱マテリアル株式会社子会社 (三菱電線工業株式会社) (2 0 1 7 年 1 1 月 2 3 日)	シール材等	有	有	検査記録データの書き換え	・使用箇所：3号機電気ペネトレーション、ポンプシール等 ・確認内容：工場保有データの照合により、一部製品を除き、要求（J I S規格）を満足し ていることを確認した。要求（J I S規格）を満足することが確認できていな いものについても設備性能に問題はないが、念のため交換を行う。
株式会社神戸製鋼所 およびグループ会社 (2 0 1 7 年 1 0 月 8 日)	アルミ板、アルミ 押出品、銅板条、 銅管およびアルミ 鋳鍛造品等* ⁵	有	有	検査証明書の内容の書き換え	・使用箇所：1号機Bー非常用ディーゼル発電機機関の排気弁箱出口冷却水配管 ・確認内容：同一溶解チャージの再分析結果等により、要求（J I S規格）を満足している と判断した。

* 1：原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器バウンダリ
* 2：J E A G 4 6 1 1およびJ E A G 4 6 1 2における重要度分類クラス1，2に属する構築物、系統および機器
* 3：安全上重要な部位または安全上の重要度の高い設備における内容。
安全上重要な部位または安全上の重要度の高い設備での使用がない場合には、それら以外の設備における内容。
* 4：プラントメーカー
* 5：今後配備する新規制基準対応設備等については、不適切行為の対象製品の使用の有無等を適合性確認検査までに確認を行う。